

各講座の解約等についての注意

以下に各講座に関する契約内容を記載しています。

途中キャンセルなどに関する重要な内容も含まれておりますのでオリジナル講座約款と併せてご確認ください。

受講申込者(以下「甲」という。)と北九州市立大学生生活協同組合(以下「乙」という。)とは、以下の条項により契約を締結する。

パソコン講座

(中途解約)

甲は、クーリング・オフ期間経過後であっても、書面を提出することにより、受講契約を中途解約することができるものとします。

甲から、前項による中途解約がなされた場合、乙は、申込者に対し、以下の定めに従った金額を返還するものとします。

(1) 受講開始前である場合 生協パソコン講座 上限6,000円までの初期費用

(2) 受講開始後である場合 受領済みの受講料-{(受講済みの受講回数×受講料÷総受講回数)+教材費用+下記の解約手数料}

<解約手数料>

5万円または、{受講料-(受講済みの受講回数×受講料÷総受講回数)}×20%のいずれか低い額とします。

第1項の中途解約があった場合、本講座に付随する関連商品の販売または、その代理もしくは媒介を行っているときは、甲は、甲に引き渡しの完了していない関連商品販売契約についても解約することができます。

第3項の解約の申出先は乙が指定する窓口となります。

第3項の解約があった場合、生協は、申込者に引き渡しの完了していない関連商品の代金を既に受領している代金がある場合は、甲に対し、速やかに当該金額を返還するものとします。

乙の事情変更に基づく中途解約に当たっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

乙は、甲に対し、本条の規定による返還金のある場合は、乙の指定する方法で速やかに申込者に返還するものとします。

(未受講の場合の返金)

本講座の契約が成立し、申込者の受講の有無に関わらず申込者に明示された受講案内の指導がなされている限り、申込者の都合により受講をしなかった場合は、本講座の受講料の返金は受け付けられないものとします。

「超」感覚英語・TOEIC講座

【ご確認事項】

1. 講座のスケジュールはできる限り大学の正課の授業が少ない時間帯を選んでいますが、正課の授業と重なる場合がございます。その場合正課の授業を優先させていただきます。

※正課の授業との重複によるキャンセルの場合、4月11日までに生協ショップに①キャンセル申請書②授業時間割を印刷した用紙をご提出いただけましたら、通年分をご返金いたします。

2. 中途解約(クーリングオフが可能な期間の経過後の解約解除)に関する事項

(1) 無料模擬授業を受けてみて最終的に受講するかどうかを決めることができます。無料模擬授業終了後から4月7日までは全額ご返金いたします。

(2) 4月8日~4月11日までに契約解除の場合、講座受講料(教材代金を含む)から3,000円(講座準備費用)を差し引いた金額をお返しいたします。

(3) 講座開始後の途中解約の場合、講座受講料(教材代金を含む)から①・②を差し引いた金額を返金いたします。

①講座受講料(教材代金を含む)から解約申し出日までに実施された講義の受講料(「超」感覚英語・TOEIC講座 単価1回3,990円(税込み))・教材費を差し引いた金額

②①の金額から消費税分を控除した金額の20%に相当する金額(100円未満は切り捨てとする)

記載のない項目につきましてはオリジナル講座約款に沿うものいたします。

社会人基礎力養成講座

(解約)

甲は、クーリング・オフ経過後であっても、書面を提出することにより、受講契約を解約することができるものとします。

甲から、前項による中途解約がなされた場合、乙は、申込者に対し、以下の定めに従った金額を返金するものとします。

(1) 講座開始3日以上前である場合、受領済の受講料全額を返金いたします。

(2) 2日前から前日である場合

受領済の受講料-1000円を返金いたします。

(3) 講座開始日当日以降の返金は受け付けられないものとします。

乙 北九州市立大学生生活協同組合

代表者名 松浦 和規

住 所 福岡県北九州市小倉南区北方4-2-1

電話番号 093-961-4430

FAX番号 093-961-5944